

### 3. 整備の目標

#### 3.1 自然再生事業の目標

野川第一・第二調節池地区の自然再生では、下記の理念を掲げ、自然再生事業に取り組むこととした。

##### 【理念】

事業対象地区にかつてあった水のある豊かな自然環境を再生する。

- 様々な水環境を生息の場とする生物の多様性を再生・整備していく。
- 昭和30年代前半、事業対象地区に存在した「水のある農の風景」を規範とした、自然環境を再生していく。しかし、取り戻すのは当時の風景そのものではなく、往時の風景が持っていた水を中心とした環境システムを再生していく。
- また、その環境システムを形成していた自然と人の関わりを現在的意義の中で、再生・整備していく。

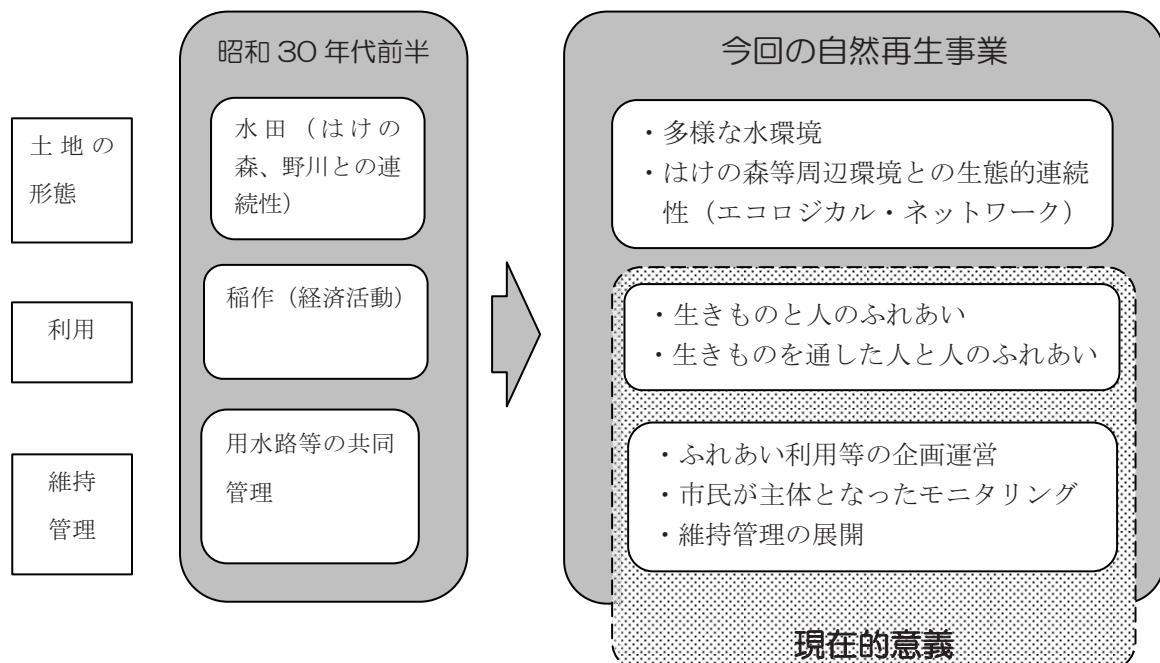


図-3.1 規範とする時代の環境と今回の自然再生事業の環境づくりの関係

## 【自然再生の方向性】

また、具体的な自然再生の方向性について、下記のように進めていく。

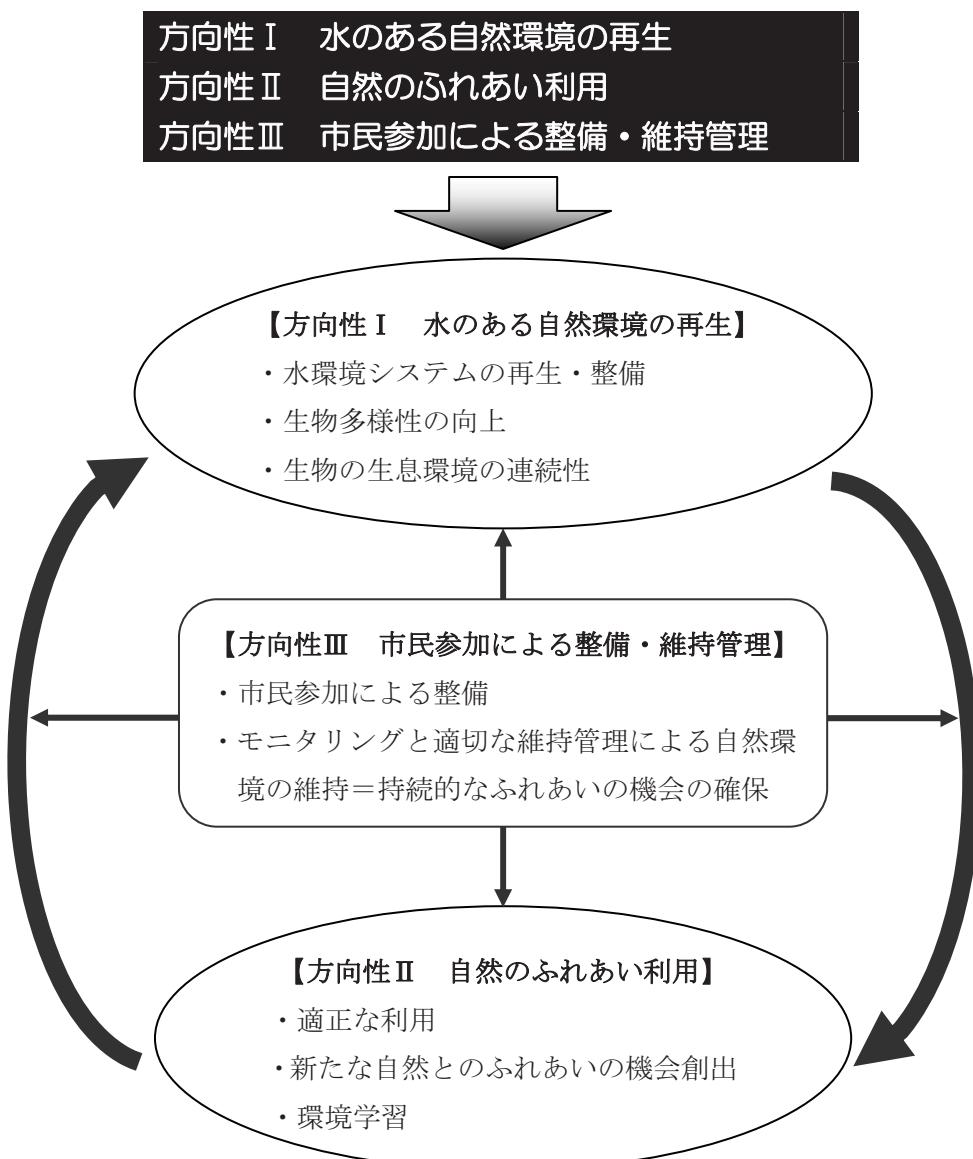


図-3.2 自然再生の3つの方向性

### 3.2 全体構想及び第一次実施計画からの変更点

#### ●田んぼの位置を移設せず、従来の箇所で活用する。

全体構想では、第一期事業で整備した田んぼは、第三期事業において、湿地に取り込むこととしていた。しかし、土づくりを行い、良好な田んぼの状態となった現状を考慮し、再度整備し直すことはせず、当初整備した位置において田んぼを将来にわたり活用していくこととした。

#### ●湿地の拡大を行わず、第二田んぼを整備する。

第一次実施計画・第二期計画では湿地を拡大することとしていたが、上記理由により湿地の拡大は実施しない。また、ふれあい活動を強化する観点から第二田んぼを整備する。

#### ●第三期事業において、第一調節池上流側に想定していた、田んぼや湿地は整備せず、半湿地として整備する。

第一調節池上流側の工事により池底の土を掘り下げた箇所は雨水や染み出し水等により湿性植物が生育するようになった。この点を踏まえ、地下水の上昇による水分や染み出し水、雨水等を水源とする半湿地を整備することとする。なお、半湿地へはため池からの導水を行わないが、北側U字溝から半湿地への導水路は整備する。

#### ●第三期事業において、第一調節池東側（下流側）は植生管理により人が立ち入りづらい環境として、第一調節池西側（上流側）を利用エリア（自然とのふれあい）とする方向性を変更する。

どじょう池の利用過多な状況により生物の生息環境を保全する観点から、利用を積極的に行う地区と人が立ち入りづらい環境づくりによる生物生息環境を重視した地区を分けることとしていた。

これまでに整備した田んぼを将来にわたり活用することに変更したことから、第一調節池西側の半湿地や東側の深池を中心人が立ち入りづらい環境とともに、東側の田んぼ及びその周辺を利用エリアとする。

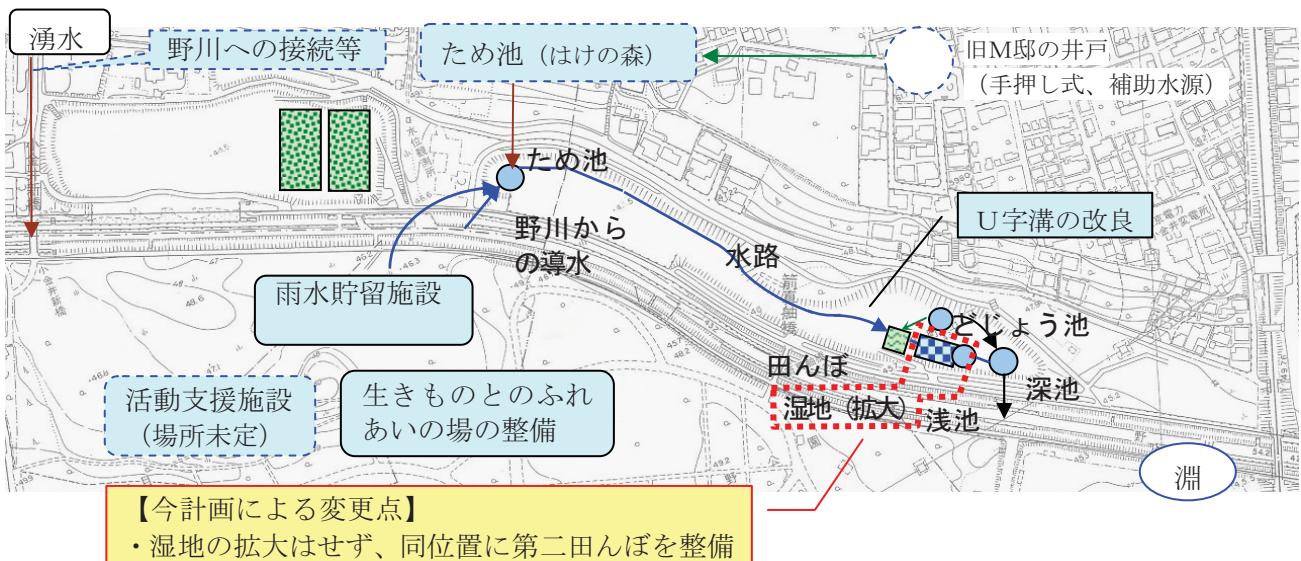
#### ●上記の整備に伴い水路の系統は、これまでに整備した水路を活用する。

第三期事業では第一調節池西側に田んぼや湿地を移設し、溜池からの水路を移設する予定であったが、これを行わず、現状の整備された水路を今後とも活用していく。

#### ●第二田んぼを整備し、自然とのふれあい活動を強化し、環境教育活動を展開する。

これまでに整備した田んぼの規模ではふれあい活動の一環として想定していた近隣小学校の活用等は困難であった。自然とのふれあい活動を強化し、自然観察会等の環境教育活動を積極的に展開するため、第二田んぼを整備する。

<第一次実施計画書・第二期計画>



<全体構想における最終整備イメージ>

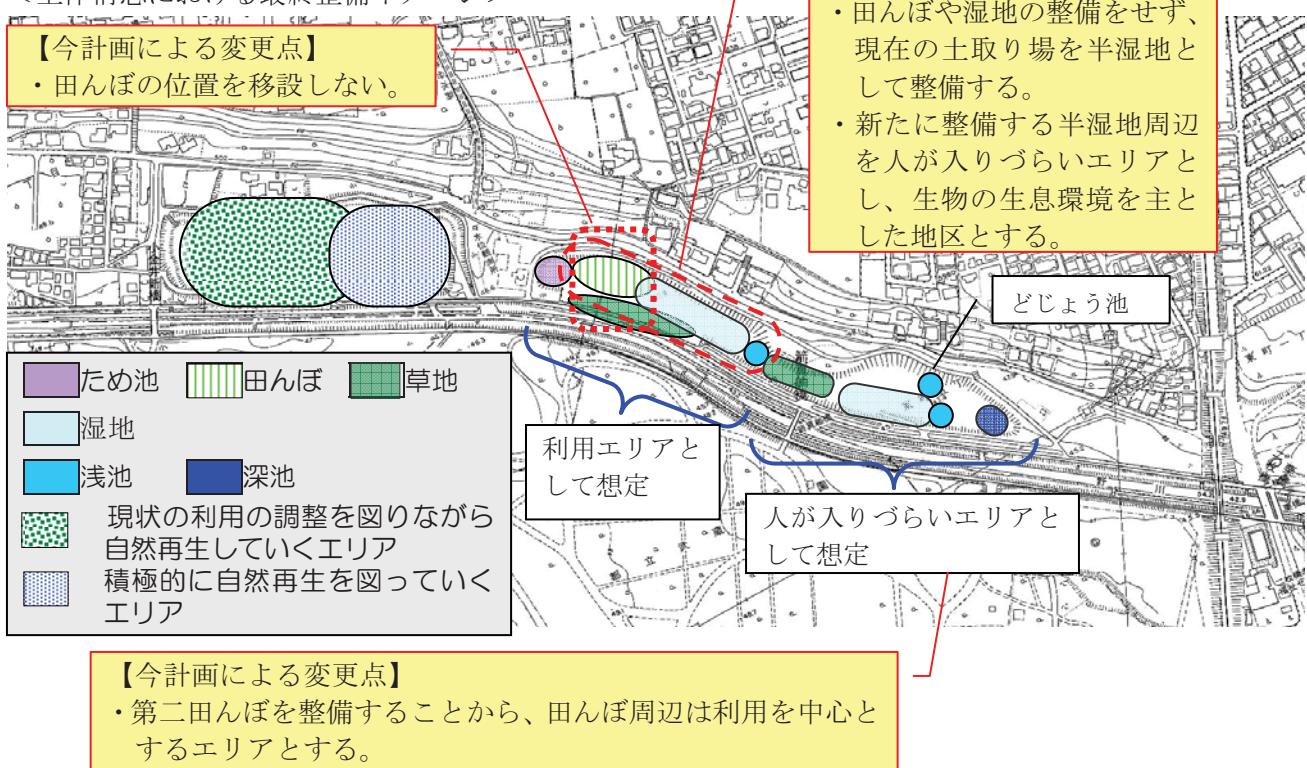


図-3.3 全体構想及び第一次実施計画からの変更点

### 3.3 新・第二期計画における基本方針

本自然再生事業は、全体構想で示すように三期に区切り段階的に実施していくこととしている。

第一次実施計画・第一期計画がほぼ完了し、これまでの整備資産（田んぼ等）を継続的に活用していく観点から、第一次実施計画の未整備部及び従来第三期の事業（全体構想）として計画した事業区域内の整備の一部を、新・第二期計画として整備を行う。

新・第二期計画の基本方針については、第一次実施計画の基本方針を引き継ぐものとする。以下に、新・第二期計画の基本方針を示す。

#### ●基本方針

「水環境システム」の再生・整備を実現していく。

##### 方向性I 水のある自然環境の再生

- ・本自然再生事業で目指す、「水環境システム」の再生が現実的にどのように水を確保し、どのように維持管理していくかを可能となるかを実証的に検討する。
- ・雨水の活用、はけの森内でのため池の整備、事業対象地区上流部の湧水等の野川への接続等、多様な水源を効果的に用い、水のある自然環境を再生していくための貯水・利用のシステムを構築していく。
- ・全体構想の理念に示す「生物の多様性」、「生物の生息環境の連続性」を確保するために必要な整備や対策を実施していく。

##### 方向性II 自然のふれあい利用

- ・自然環境の再生により、自然とのふれあいの機会を増やしていく。また、野川自然の会等による観察会等を展開していく。
- ・利用圧と再生した自然環境の継続的な維持のバランスをモニタリングしながら、適切な利用についてのノウハウを蓄積していく。
- ・観察会等において、活動支援施設や第二田んぼを使用するなど、施設の活用方法等について検討していく。

##### 方向性III 市民参加による整備・維持管理

- ・整備の段階から安全性や効果等を考慮しながら、市民参加を進める。
- ・モニタリング・維持管理は積極的な市民参加により実施していく。また、モニタリング・維持管理の体制を整え、再生した自然環境が維持できる仕組みを作り上げていく。
- ・モニタリング・維持管理のマニュアルを整備し、誰もが一定の対応ができるようにしていく。